

【保育所・地域型保育事業所】

**鹿児島県における処遇改善等加算(区分3)に係る研修修了要件の取扱いについて
(鹿児島市除く)**

1 研修修了要件に該当する研修について

以下の(1)～(3)の研修とする。

- (1) 保育士等キャリアアップ研修
- (2) 幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習(平成29年4月1日以降に受講したもので、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)の一部施行(令和4年7月1日)より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習をいう。)
- (3) 保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する園内研修(平成29年4月1日以降に受講したものに限る。)

2 対象者及び修了すべき研修時間

- (1) 保育士等キャリアアップ研修

ア 副主任保育士・専門リーダー・職務分野別リーダー

研修分野	副主任保育士※ ¹	専門リーダー※ ¹	職務分野別リーダー※ ²
専門分野別研修 乳児保育 幼児教育 障害児保育 食育・アレルギー対応 保健衛生・安全対策 保護者支援・子育て支援	3分野以上の研修を修了	4分野以上の研修を修了	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修分野(1分野以上)を修了
マネジメント研修	修了必須	—※ ¹	—※ ¹
保育実践研修	—※ ¹	—※ ¹	—※ ¹
計※ ²	4分野以上	4分野以上	1分野以上

※¹ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年9月16日付けこ成保296・7文科初第250号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連盟通知。以下「処遇改善等加算通知」という。)の第2の3(1)i及び第2の3(2)iに定める職員

※² 「処遇改善等加算通知」の第2の3(1)ii及び第2の3(2)iiに定める職員

イ 園長・副園長・主任保育士(「処遇改善等加算通知」の第2の3(1)iiiに定める職員)
 アに掲げる専門分野別研修, マネジメント研修及び保育実践研修の8分野の中から4分野以上の研修を修了

*注1：令和元年度までに実施された研修については、専門分野別研修として取り扱うことが可能（「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）」に関するFAQ（よくある質問）Ver 8（令和5年10月30日時点版）」2-22）

*注2：同一分野を複数回修了している場合は1分野修了とする。

(2) 幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習

処遇改善等加算(区分3)の申請時に、15時間以上の講習の受講が確認できる場合は、上記(1)の専門分野別研修の「幼児教育」を修了したこととみなす。

(3) 園内研修

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分3）に係る研修受講要件について」（令和7年9月16日付けこ成基202・7初幼教第4号）のI.1(4)で定める以下の要件に該当する園内研修を行う場合は1分野最大4時間の研修時間の短縮を認めるもの^{※1}とする。

ア 研修の講師が、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると知事が認める者^{※2}であること。

イ 研修の目的及び内容が明確に設定されており、また(1)保育士等キャリアアップ研修に定める研修分野が設定されているとともに、その内容が(1)保育士等キャリアアップ研修に沿ったものとなっていること。

ウ 研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所及び地域型保育事業所において研修修了の証明が可能であること。

※1 園内研修の受講により、保育士等キャリアアップ研修時間の短縮を希望する場合は、保育士等キャリアアップ研修の受講前に別添「園内研修実施に伴う保育士等キャリアアップ研修受講免除申請書」に園内研修の修了証の写しと受講が修了した園内研修のテキスト・レジュメ等、研修の目的・内容が確認できる書類を添えて県に申請し、「園内研修実施に伴う保育士等キャリアアップ研修受講免除承認通知」の交付を受けること。

なお、「園内研修実施に伴う保育士等キャリアアップ研修受講免除承認通知」により、該当する保育士等キャリアアップ研修の分野・内容の研修時間の短縮を行うことができる期間は、園内研修実施日の属する年度を含め、5年間とする。

※2 知事が認める者は、保育士等キャリアアップ研修の講師経験者や大学教授等学識経験者等とする。

3 研修修了要件の確認方法について

施設・事業所からの処遇改善等加算（区分3）の申請時に以下の資料を提出することとする。

(1) 施設が作成する研修受講履歴一覧（別表1）

(2) 加算対象職員に係る研修修了の挙証書類

該当する研修に応じた以下の書類の写しを挙証書類として提出すること。

① 保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

② 免許状更新講習に係る大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）^{※1}の写し

※1 令和3年度時点で既に更新講習が修了済みで、更新講習修了証明書（履修証

明書)の写しを保有していない場合は、以下の書類を全てを提出することでこれに代えられるものとする。

- ・ 更新講習修了確認証明書等の写し
- ・ 免許状更新講習の認定一覧の抜粋(文部科学省ホームページ掲載の当該一覧から、受講した講習を明示したもの)

なお、令和4年度の免許状更新講習については、更新講習修了証明書(履修証明書)の写しにより確認する。

4 研修修了要件の適用時期について

(1) 副主任保育士、専門リーダー、園長・副園長・主任保育士

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
適用なし	2の修了すべき研修分野のうち1分野以上	2の修了すべき研修分野のうち2分野以上	2の修了すべき研修分野のうち3分野以上	2の修了すべき研修分野のうち4分野以上

(2) 職務分野別リーダー

令和4年度	令和5年度	令和6年度
適用なし	適用なし	2の修了すべき研修分野のうち1分野以上

5 その他

- ・ 本取扱いについては、国通知・FAQ等により変更になる可能性がある。